

1 幼稚園教育の基本

幼稚園教育の目的・目標

幼児期の教育とは、家庭教育、保育所保育及び幼稚園教育（認定こども園における教育及び保育を含む）といった、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものである（教育基本法第11条）。幼児教育施設は、それぞれ設置根拠となる法令等が異なるが、特に3歳以上の教育及び保育に関わるねらい及び内容については整合性が図られている。

学校教育法第22条で、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」と示されている。

この目的を実現するため、同法第23条に以下の五つの目標が示されている。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

幼稚園教育要領

平成29年3月に告示され、平成30年4月1日に全面実施となった幼稚園教育要領には、幼稚園教育の目的、目標を具体化し、教育課程及び保育内容の基準等が示されている。

改訂の基本方針として、次の3点が示されている。

- 1 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化
- 2 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化した上での小学校教育との円滑な接続
- 3 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しと、いわゆる預かり保育や子育て支援の充実

これらの基本方針を受けて、幼稚園教育要領は、「前文」、「総則」、「ねらい及び内容」、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」によって構成されている。

幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本としている。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して、教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより、発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること（幼児期にふさわしい生活の展開）。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として、幼稚園教育要領に示すねらいが総合的に達成されるようにすること（遊びを通じた総合的な指導）。
- 3 幼児の発達、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること（一人一人の発達の特性に応じた指導）。

その際、教師は幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成することが大切である。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

教師の役割

幼児期の教育は、人格形成の基礎を培うものであり、教師の担う役割は極めて重要である。教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児の発達の過程を見通し、具体的なねらい及び内容を設定して、意図をもって環境を構成し、保育を展開しなければならない。その際、幼児一人一人が主体的な活動を通して着実な発達を遂げていくために、教師は、活動の理解者、共同作者、さらには、憧れを形成するモデルとしての役割や活動の援助者としての役割等様々な役割を果たさなければならない。

このような役割を果たすためには、教師は幼児が精神的に安定するためのよりどころとなることが重要である。

家庭・地域社会との連携と協力体制

幼児が充実した幼稚園生活を送り、健やかに成長するためには、教師は、保護者との信頼関係を深め、保護者と共に幼児の成長の喜びを共有し、保護者の理解と協力を得なければならない。

また、近年の子どもの育ちを巡る環境の変化等を踏まえ、幼稚園は保護者の子育てに対する不安を解消し、子育ての喜びを感じることができるよう家庭や地域社会との連携を深め、子どものよりよい育ちを実現できるよう子育てを支援する体制を整える必要がある。

学校間の交流や障害のある幼児との活動を共にする機会

幼児は幼稚園生活において、他の幼児と関わりながら生活する中で、友達のよさや自分のよさに気付くことにより、人に対する信頼感や思いやりの気持ちが芽生えていく。

また、地域にある幼稚園、保育所、認定こども園の乳幼児や、小学校、中学校、高等学校等の児童生徒と交流することは、幼児の生活の場が広がるとともに、その関わり合いによって豊かな体験が得られる機会となる。

特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を設け、連携を図ることが大切である。

さらに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度をはぐくむよう努めることが大切である。